

公表対象随意契約一覧(R6.7月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
1	弥栄支所産業建設課	いわみ体験受入業務	令和6年7月1日	弥栄のみらい創造会議 浜田市弥栄町長安本郷544番地1	3,940,680	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	県事業の「いわみ体験」の財源を地域おこし協力隊インターン制度を活用し、弥栄のみらい創造会議が雇用、浜田市が活動経費を負担するものであり、雇用主である弥栄のみらい創造会議に業務委託を行うため。
2	まちづくり社会教育課	浜田市生活路線バス車両修繕(トランスミッション・ラジエータ取替)	令和6年7月3日	ネットヨタ島根株式会社浜田店 浜田市下府町895-4	666,049	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	浜田路線で使用車両に走行に支障のある不具合が発生したことから、早急に修繕を行い、予備車両により対応している当該路線の運行に備える必要があるため。
3	下水道課	浜田市公共下水道事業公民連携手法実施に伴う現場技術業務	令和6年7月4日	株式会社日水コン 島根事務所 松江市学園南2丁目16番2号	1,089,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	浜田市公共下水道浜田処理区整備事業では、下水道未普及解消事業において地方自治体発注としては前例のない、EC1方式を導入しているが、業務遂行にあたっては、現場特有の様々な技術的課題が生じることが予想され、その解決にあたっては高度な技術力が求められる。本方式の提案から導入決定までに携わり、浜田処理区整備事業の現場特性を熟知し、高度な技術を有している上記事業者と契約することが、他の関連業務を含めた事業全体の工期短縮や事業費の縮減を図るために有利である。
4	政策企画課	旭・弥栄中継局舎空調設備設置工事	令和6年7月8日	島根総合設備株式会社 浜田市港町296-1	2,475,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	旭中継局舎と弥栄中継局舎にはケーブルテレビ放送とインターネット通信に必要な機器が配置されており、熱対策として空調設備が常時稼働している。 現在、各中継局舎の空調設備は1台で運用されているが、近年、老朽化が進み、主に気温が高まる夏場にかけて故障が頻発しているため、早急に空調設備の冗長化を行う必要があるが、競争入札を行った場合、施工業者選定まで1ヶ月以上要することから夏場までに工事を完了することが不可能となる。 一方、空調設備の稼働が停止し、通信機器等に重大な事故が生じた場合、その影響は甚大なため、早急に空調設備の冗長化を行い、緊急事態が発生した場合のリスクに備える必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約とする。
5	下水道課	あさひ東部地区農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務	令和6年7月8日	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	10,230,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	平成30年度での最適整備構想策定を島根県土地改良事業団体連合会が行っており、同法人へ委託することで効率的な業務執行が可能となり、対象地区及び本業務策定について熟知しているため。
6	下水道課	移動脱 waters 車機器修繕	令和6年7月8日	株式会社日立プラントサービス 広島県広島市中区紙屋町二丁目2番2号	1,980,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	当該機器の納入業者であり、修繕に伴う解体・組立等について熟知しており、修繕中のトラブル発生時に迅速に対応できるため。
7	行財政改革推進課	本庁舎消防用設備等点検業務の委託	令和6年7月9日	浜田電気工事株式会社 浜田市殿町51-22	1,423,510	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	「消防法第17条及び同条の3の3」により、有資格者が点検し、その結果を浜田市消防本部消防長へ報告するため。
8	工務課	弥栄浄水場計装設備更新工事	令和6年7月10日	株式会社 中国日立 島根支社 松江市平成町182番地13	6,600,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本工事は、弥栄浄水場計装設備各流量計の検出器アンプと変換器及び水位計を取替える工事である。今般交換する各部品はすでに製造が中止されており、維持管理に支障をきたしている案件である。該当の流量計検出器アンプと変換器及び水位計は、流量検出器から専用ケーブルを介し変換器まで日立製作所製一体で構成され、水位計についても同様の構成となっており、島根県内でこれらの設備の点検整備が可能となるのは、製造納入元の株式会社中国日立島根支社のみとなるため。
9	工務課	新戸川浄水場外No.2空気圧縮機点検整備業務	令和6年7月10日	株式会社 中国日立 島根支社 松江市平成町182番地13	638,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本業務は、新戸川浄水場及び市木浄水場のNo.2空気圧縮機を点検・整備し、機器の延命化を図るとともに、安定的に水道水を供給することを目的とする。空気圧縮機は戻り過設備を稼働させるための重要な機器であり、2台を隔年で点検・整備している。該当の空気圧縮機は株式会社中国日立の製品で、島根県内でこれらの設備の点検整備が可能となるのは、製造納入元の株式会社中国日立島根支社のみとなるため。
10	臨時特別給付金室	低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)システム導入業務	令和6年7月12日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4-21	2,923,250	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本システムの導入及び運用については、基幹系業務システム(COKAS-R/AD II)で管理する住民税基本台帳及び個人住民税課税台帳を利用し、基幹系業務システム運用業者以外での導入及び運用が不可能であるため。
11	臨時特別給付金室	新たに住民税非課税等となる世帯への給付に対するシステム導入業務	令和6年7月12日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4-21	2,488,750	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本システムの導入については、基幹系業務システム(COKAS-R/AD II)で管理する住民税基本台帳及び個人住民税課税台帳を利用し、基幹系業務システム運用業者以外での導入が不可能であるため。
12	工務課	三保浄水場No.1紫外線処理装置点検業務	令和6年7月16日	株式会社 フソウ 中国支店 広島県広島市中区小町3番25号	3,410,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本業務は、三保浄水場の紫外線処理装置を定期的に点検することにより、安定した水質の水を供給することを目的とする。該当の紫外線処理装置は千代田工販機の製品で、中国地方にサービス拠点を有しシステム点検調整が可能となるのは、千代田工販機とOEM契約を締結している株式会社フソウ中国支店のみであるため。
13	工務課	金城・旭・弥栄・三隅地区減菌設備及び水質計器設備点検整備業務	令和6年7月16日	出雲水機工業株式会社 出雲市神門町1397	2,530,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本業務は、金城・旭・弥栄・三隅地区の減菌設備及び水質計器設備を点検及び整備することにより、各機器の状態の把握及び修繕計画を立案し、機器の延命化を図るものである。該当の減菌設備及び水質計器設備は、共立機巧機・東亜DKK機・樹オーヤラックス及び樹トーケミの製品で構成されており、島根県内でこれらの設備の点検整備が可能となるのは、4社とも代理店となっている出雲水機工業機のみとなるため。
14	工務課	戸川水源池サージタンク点検整備業務	令和6年7月16日	株式会社 中国日立 島根支社 松江市平成町182番地13	1,408,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本業務は、戸川水源池のサージタンクを点検・整備し、機器の延命化を図るとともに、安定的に水道水を供給することを目的とする。サージタンクは取水ポンプ運転停止の際の脈動を緩和させて、取水設備を保護するための重要な装置である。該当のサージタンクは株式会社中国日立の製品で、島根県内でこれらの設備の点検整備が可能となるのは、製造納入元の株式会社中国日立島根支社のみとなるため。

公表対象随意契約一覧(R6. 7月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
15	教育総務課	浜田市立小・中学校防火設備点検業務(浜田地域)	令和6年7月18日	有限会社栄光システム 浜田市生湯町1635-20	1,085,700	地方自治法施行令167条の2第1項2号	法改正により防火設備の定期検査報告の提出が義務付けられた。 現在、学校ごとで消防設備保守点検を業者委託しており、浜田地域の小・中学校においては有限会社栄光システムに業務を委託している。 消防設備と防火設備の検査報告書は整合性を図らなければならない、また、防火設備点検に際しては消防設備と運動させて防火設備を稼働させ実施するため、消防設備と防火設備の点検は一体として考える必要がある。 このようなことから、学校の消防設備及び防火設備の現状内容を熟知しており、消防設備保守点検業者である有限会社栄光システム以外では本業務の実施は困難であるため、地方自治法施行令167条の2第1項2号の規定に基づき随意契約とする。
16	工務課	施設設計装設備等点検業務	令和6年7月23日	小松電機産業 株式会社 松江市乃木福富町735-188	2,101,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本業務は、浜田地区・三隅地区・工業用水道の各施設設計装設備を点検整備し、正確なデータを浜田市上水道統合監視制御設備に反映させ、耐用年数を経過した部品の交換を実施するものである。本業務作業時は浜田市上水道統合監視制御設備を停止させ、システムのデータを正確に反映させることが必須となるため、本業務を履行できるのはシステム開発業者の小松電機産業株式会社のみとなるため。
17	健康医療対策課	浜田市認知症地域支援推進員事業業務契約	令和6年7月24日	グッドリバーカンパニー 浜田市長沢町701-35	1,628,616	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市プロポーザル方式選定委員会での審査結果による。
18	工務課	小国浄水場除鉄・除マンガンろ過装置弁類更新工事	令和6年7月24日	出雲水機工業株式会社 出雲市神門町1397	4,840,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本業務は、小国浄水場除鉄・除マンガンろ過装置の経年劣化した電動弁当を更新することにより、安心・安全・安定した水道水の供給を図るものである。該当の除鉄・除マンガンろ過装置は市町村合併前の金城町において、平成9年度に出雲水機工業より納入・設置されたものであり、設備を熟知しる過に影響なく施工できるのは、納入元の出雲水機工業のみとなるため。
19	都市建設部維持管理課	公共土木施設災害測量設計業務	令和6年7月25日	株式会社サンワ 浜田市下府町327番地145	3,597,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	本業務は、令和6年7月9日の豪雨により発生した災害復旧のため、測量設計を行うものである。 早急性が求められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約により実施する。
20	資産税課	税務土地評価支援システム賃貸借契約	令和6年7月26日	株式会社バスコ山陰営業所 島根県松江市朝日町498番地6号	8,910,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	このシステムは航空写真や地番図等を活用し、土地評価業務において欠くことのできないものである。このたび賃貸借期間満了に伴い、引き続き現システムを継続利用するため、システムを導入している(株)バスコと随意契約する。
21	総務課デジタル推進室	令和6年度自治体システム標準化対応業務(補助対象外)	令和6年7月29日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4-21	12,512,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本件業務は、株式会社サンネットが構築、提供し運用保守を担う基幹系業務システムを標準システムに移行するに当たり必要となる移行計画の作成補助やデータ移行を実施するものであることから、本業務に対応できるのは基幹系業務システムを構築し、継続して運用保守を担っている同社のみであるため。
22	総務課デジタル推進室	令和6年度自治体システム標準化対応に係るデータセンター等利用契約	令和6年7月31日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4-21	2,252,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国は標準化法に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進することとしており、地方公共団体に対し、標準化基準(標準化法第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化のために必要な基準)に適合する基幹業務システム(標準標準システム)の利用を義務付け、標準標準システムについてガバメントクラウド(デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)第29条に規定する「全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備」としてデジタル庁が整備するものをいう。)の利用を努力義務としてしています。 これを受け、浜田市では、令和5年9月8日付で、現行システム業者を除く3社(株式会社日立ソリューションズ西日本、ティエスケイ情報システム株式会社、株式会社島根情報処理センター)に対し住民情報システムの標準化にかかる情報提供依頼を実施しました。 結果としては、2社から全自治体が一斉にシステムの標準化対応をするため浜田市の対応はできない旨の回答があり、残り1社からは回答がありませんでした。 そのため、住民情報システムの標準化対応については、現行システムの導入業者である株式会社サンネットと随意契約を行うこととします。